

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年(2026年)3月25日

熊 本 市

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	-02
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	-06
経営指標〔家族経営〕	06
経営指標〔法人経営〕	16
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関 する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	16
経営指標〔個別経営体〕	16
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	-23
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関す る目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	-24
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	25
第7 その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

本市の農業は、北西部の中山間地帯、西南部の水田地帯、北東部の畑地帯等変化に富んだ地形と温暖な気候に恵まれ、野菜、水稲、果樹、花き、畜産等多彩な農畜産物が生産されており、特になす、すいか、みかん、メロンは全国でも有数の産地を形成し、機械化、施設の高度化も進んできている。

また、農地が中心市街地を取り囲む形で、農業生産の現場と都市圏人口100万人を擁する大消費地とが隣接しており、消費地(食)と生産地(農)の距離が極めて近く、全国でも恵まれた生産条件を有しているため、少量多品目の生産者も多く、直売所を中心に地産地消、都市農村交流が広がりを見せている。

しかし、全国と同様に担い手の減少や高齢化の進行、市街化の進展に伴う優良農地の減少など引き続き厳しい環境にある。また、農産物価格が伸び悩むなか、農業経営費は増加しており厳しい経営を余儀なくされている。そのため、地域計画の実現に向け農地集積・集約化を促進するとともに、規模拡大や新技術の導入等による一層の生産性向上とコスト低減が求められる。

2 目指すべき方向

このような現状及びその課題の下で、農業が職業として選ばれる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、現に成立している優良な経営体の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する次の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(1) 目標とする年間農業所得及び年間労働時間

①年間農業所得

- 家族経営 主たる従事者1人あたり概ね450万円以上(1経営体あたり概ね900万円以上)
- 法人経営 剰余金、労働報酬及び役員報酬等の額が、主たる従事者1人あたり概ね450万円以上

②年間労働時間

主たる従事者1人あたり2,000時間程度

(2) 具体的推進方策

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力があり経営の発展を目指す農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを目的として、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、熊本県県央広域本部農林部農業普及・振興課(以

下「県農業普及・振興課」という。)等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、熊本市担い手育成総合支援協議会(以下「担い手協議会」という。)において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者への着実な再認定を進めるため、農業経営改善計画の樹立支援を積極的に行う。また、農業経営改善計画の目標達成に向け、専門家による指導・助言を行う。次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、施設園芸については、低コストと高品質生産との調和を図りながら、機械化・省力化などのスマート農業技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働負荷の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題など適切な対処を行う。

併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及・振興課や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型や新品種の導入等による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手・受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構等を活用しながら土地利用調整を全体的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等の土地利用型農業が主である地域で、農用地の利用集積が遅れている集落においては、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、地域での話し合いと合意形成を推進していく。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう担い手協議会の構成機関間の役割分担を明確にし、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発とその制度の取組について、指導、助言を行う。

また、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進するとともに、農地中間管理機構との連携を密にして農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、生産組織は効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置付けであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要な組織であることから、オペレーター育成や農作業受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、認定農業者等の共同申請による経営参画の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人に

については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、担い手の効率的かつ安定的な農業経営の改善を図るため、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担の明確化を目指していく。更に、地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう専業農家のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めながら制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(ア) 認定農業者、集落営農及び農業法人の育成

本市は、担い手協議会の指導のもと、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産組織や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所・支店単位の研修会の開催等に関係機関の協力を得ながら行っていく。更に、農業経営の法人化にあたっては、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。

また、農業法人に対しては経営形態や規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保の円滑化に向けた環境整備、次世代の経営を担う人材育成のための研修会や、農商工連携などの経営の多角化・複合化への取組を支援する。

(イ) 地域営農組織の育成

組織化が遅れている地域については、農業協同組合、農業委員会、県農業普及・振興課等と連携し、座談会を開催するなど地域の合意形成を図る。そのうえで農作業受託組織なども包含した地域営農組織の育成を推進する。また、既存の地域営農組織については、組織の再編や統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大を進める等、経営基盤の強化を図る。また、リーダー研修会や熊本県農業経営・就農支援センターのスペシャリスト派遣などにより、経営感覚に優れた経営者を育成するとともに、農地の面的利用や農業機械の整理・合理化を行い、生産コストの削減を図る。更に、農作業受託等による経営規模拡大や年間を通じた仕事の創出、農地の有効利用、露地野菜や農産加工などの新たな部門への参入による経営の多角化等を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、熟度の高い組織を対象に、地域の実態に応じた法人化を推進する。

(ウ) 時代の変化に対応した農業所得の確保と最大化(稼げる農業)の更なる加速化

農業所得の確保と最大化に向け、これまでの取組を更に加速化させる。具体的には、農業所得の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取組を加速化させたいうで、

限られた労働力のなかで、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進する。

農業生産の礎である農業水利施設の老朽化対策が課題となっていることから、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取組に加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化等を支援する。

さらに、多様化する国内外の消費ニーズを的確に捉え、生産部門と連携した供給体制の構築を進めるとともに、農畜産物の販売チャンネルに対応した販売支援と情報発信に取り組み、販路拡大を図る。また、農畜産物の販路拡大の一つの手段として輸出の拡大に取り組み、新たなルートの開拓支援や海外展開に向けて関係機関と連携して環境整備に取り組む。

加えて、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティーネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP(事業継続計画書)の作成・活用を推進する。

3 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状

本市の令和6年度(2024年度)の新規就農者は50人(雇用就農含む)であり、過去5年間の平均においても54名と目標人数を確保できていない。従来からの基幹作物であるなす、すいか、みかん等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年等に農業を職業として選択してもらえるよう将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や、熊本県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間490人を踏まえ、本市においては年間70人(雇用就農含む)の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業経営で生計が成り立つ主たる従事者1人あたり年間農業所得250万円以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げた新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに、かつ重点的に支援していくことが重要である。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営基盤の強化の促進に関する目標を実現するため、主な営農類型について、効率的かつ安定的な農業経営の指標を次のとおり定める。

指標の策定にあたっては、次の事項を前提とする。

※目標年次 令和14年(2032年)

1 家族経営

農業経営の現状と他産業従事者の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な経営パターンを示す。

- (1) 目標農業所得 主たる従事者1人あたり概ね450万円以上(1経営体あたり概ね900万円以上)
- (2) 労働時間 主たる従事者1人あたり年間2,000時間程度
- (3) 労働力の目安
 - (ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人
 - (イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

2 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして、規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンを示す。

- (1) 目標農業所得 主たる従事者1人あたり概ね450万円以上
- (2) 労働時間 主たる従事者1人あたり年間2,000時間程度
- (3) 雇用労働力 雇用労働力の導入

3 モデル経営類型

ア 家族経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲(主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆	<作付面積> 水稲 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a <経営面積> 1,600a <労働時間> 4,000時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 田植機 自脱型コンバイン 大豆コンバイン 播種機 ブームスプレイヤー・動力噴霧器 トラクター トラック 堆肥散布機 <経営の特徴> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・圃場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・共同乾燥調整施設を利用 ・基幹的作業の受託 		
ブロッコリー ＋ 冬キャベツ ＋ 水稲(主食用米、飼料用米等)	<p><作付面積> ブロッコリー 200a 冬キャベツ 300a 水稲 480a 飼料用米 320a</p> <p><経営面積> 800a</p> <p><労働時間> 7, 800時間</p> <p><主たる従事者人数> 2人</p>	<p><主要な資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 育苗ハウス ブームスプレイヤー 動力噴霧器 トラクター トラック セル苗移植機 運搬機 管理機 畝立機</p> <p><経営の特徴> ・ブロッコリー、キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん	<p><作付面積> 温州みかん極早生 80a 早生 140a 普通 120a</p> <p><経営面積> 340a</p> <p><労働時間> 5, 800時間</p> <p><主たる従事者人数> 2人</p>	<p><主要な資本装備> マルチ資材 スピードスプレイヤー 動力噴霧器 灌水装置・貯水槽 トラック 園内作業道路 予措・貯蔵庫 防風ネット 剪定枝破砕機</p> <p><経営の特徴> ・極早生から普通(貯蔵)まで組合せ ・園内作業道整備及びスピードスプレイヤー防除による省力化 ・シートマルチ及び点滴灌水による高品質果実の安定生産 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん ＋ 不知火類	<p><作付面積> 温州みかん極早生 60a 早生 80a 普通 80a 不知火ハウス 30a 不知火露地 50a</p> <p><経営面積></p>	<p><主要な資本装備> 連棟ハウス スピードスプレイヤー 動力噴霧器 灌水装置・貯水槽 トラック 園内作業道路 予措・貯蔵庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	300a <労働時間> 5, 300時間 <主たる従事者人数> 2人	作業機械一式 <経営の特徴> ・園内作業道整備及びスピードプレイヤー防除による省力化 ・温州みかんと不知火類の組合せによる経営の安定 ・施設化による収益性向上と労力分散	の自己資本の充実	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん + 落葉果樹	<作付面積> 温州みかん極早生 80a 早生 100a 普通 80a ウメ 50a / ナシ 50a 落葉果樹(いずれか1品目) <経営面積> 310a <労働時間> 5, 800時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 棚施設 スピードプレイヤー 動力噴霧器 灌水装置・貯水槽 トラック 園内作業道路 予措・貯蔵庫 防風ネット 作業機械一式 <経営の特徴> ・園地条件に応じた落葉果樹の導入 ・園内作業道整備及びスピードプレイヤー防除による省力化 ・温州みかんと落葉果樹の組合せによる経営の安定 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
促成なす + 水稲	<作付面積> 促成なす 50a 水稲 100a <経営面積> 150a <労働時間> 7, 300時間 <主たる従事者人数> 3人	<主要な資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 動力噴霧器 トラクター トラック 管理機 畝立機 <経営の特徴> ・一部耐候性ハウスの導入 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
冬春トマト + 水稲	<作付面積> 冬春トマト 80a 水稲 180a <経営面積> 260a <労働時間>	<主要な資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	10, 400時間 〈主たる従事者人数〉 3人	トラック 運搬機 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	の自己資本 の充実	・労働環境の 快適化のため の農作業 環境の改善 ・農繁期の雇 用の確保
冬春ミニ トマト + 水稻	〈作付面積〉 冬春ミニトマト 45a 水稻 180a 〈経営面積〉 225a 〈労働時間〉 7, 300時間 〈主たる従事者人数〉 3人	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己 分析 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・家族経営協 定の締結 ・休日制の導 入 ・給料制の導 入 ・労災保険等 への加入 ・労働環境の 快適化のため の農作業 環境の改善 ・農繁期の雇 用の確保
周年メロ ン(アール ルス)	〈作付面積〉 春夏アールスメロン90a 秋冬アールスメロン90a 〈経営面積〉 90a 〈労働時間〉 4, 200時間 〈主たる従事者人数〉 2人	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・作型適正化による高品質生産 ・メロン退緑黄化病対策 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己 分析 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・家族経営協 定の締結 ・休日制の導 入 ・給料制の導 入 ・労災保険等 への加入 ・労働環境の 快適化のため の農作業 環境の改善 用の確保
春夏す いか +	〈作付面積〉 春夏すいか 延べ120a (一部は2回作付)	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス ハウス自動開閉装置	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己	・家族経営協 定の締結 ・休日制の導

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
秋冬メロン(アールス) + 水稲	秋冬メロン 50a 水稲 100a 〈経営面積〉 220a 〈労働時間〉 4,000時間 〈主たる従事者人数〉 2人	動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・連棟ハウスは年3作(すいか春作+春作植替+メロン秋冬作) ・水稲の基幹作業は営農組織へ委託	分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
春夏すいか + 水稲 + ニガウリ /夏秋なす	〈作付面積〉 春夏すいか 100a 水稲 100a ニガウリ 20a /夏秋なす20a (いずれか1品目) 〈経営面積〉 200a 〈労働時間〉 4,300時間 〈主たる従事者人数〉 2人	〈主要な資本装備〉 連棟・単棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・植替えの場合はニガウリ、植替えしない場合は夏秋なす ・施肥調整(カリウム減肥) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
秋冬メロン(アンデス) + 夏秋メロン + 春夏ニガウリ	〈作付面積〉 秋冬メロン 80a 春夏メロン 50a 春夏ニガウリ 30a 〈経営面積〉 80a 〈労働時間〉 4,000時間 〈主たる従事者人数〉 2人	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 〈経営の特徴〉 ・作型適正化による高品質生産 ・メロン退緑黄化病対策	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲 + 冬春キュウリ + 夏秋キュウリ	<作付面積> 水稲 200a 冬春キュウリ 50a 夏秋キュウリ 50a <経営面積> 250a <労働時間> 12,000時間 <主たる従事者人数> 3人	<主要な資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 自動灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 <経営の特徴> ・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲 + 秋冬トマト + 春夏メロン	<作付面積> 水稲 90a 秋冬トマト 40a 春夏メロン 60a <経営面積> 150a <労働時間> 4,600時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 自動灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 <経営の特徴> ・土壌水分の適正管理ができる施設の整備(強制暗梁、隔離ベッド等) ・作業の共同化、生産の組織化輪作体系の導入	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲 + ピーマン	<作付面積> 水稲 100a ピーマン 60a <経営面積> 160a <労働時間> 5,000時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
		畝立機 〈経営の特徴〉 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)		用の確保
レンコン	〈作付面積〉 レンコン(ハウス) 80a レンコン(露地) 110a 〈経営面積〉 190a 〈労働時間〉 4, 800時間 〈主たる従事者人数〉 2人	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス トラクター トラック 水圧式収穫機 〈経営の特徴〉 ・品質管理の徹底 ・ハウスレンコンと露地レンコンの組合せによる出荷時期拡大	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲 + イチゴ	〈作付面積〉 水稲 40a イチゴ 30a 〈経営面積〉 70a 〈労働時間〉 4, 800時間 〈主たる従事者人数〉 2人	〈主要な資本装備〉 田植機 コンバイン 播種機 連棟ハウス 育苗施設 ハウス自動開閉装置 高設栽培システム 動力噴霧器 灌水装置 電照施設一式 暖房機 トラクター トラック 管理機 畝立機 予冷库 〈経営の特徴〉 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
キク(電照) + 水稲 + スイートコーン	〈作付面積〉 電照キク 延べ 90a (年2作) 水稲 120a スイートコーン 30a 〈経営面積〉 195a	〈主要な資本装備〉 連棟ハウス 育苗ハウス 動力噴霧器 灌水装置 電照施設一式 暖房機 トラクター トラック	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	<労働時間> 7,700時間 <主たる従事者人数> 2人	管理機 畝立機 冷蔵庫 養液土耕装置 選花機 カーテン装置 <経営の特徴> ・需要期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用 ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入(防虫ネット、循環扇等) ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	の充実	快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
トルコギキョウ	<作付面積> トルコギキョウ 60a <経営面積> 60a <労働時間> 5,600時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 連棟ハウス 育苗ハウス(冷暖房装置含む) 動力噴霧器 灌水装置 電照施設一式 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 冷蔵庫 <経営の特徴> ・家族労働2名と雇用労働力の活用 ・共販(関東出荷中心) ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稻 + (宿根)カスミノウ	<作付面積> 水稻 120a カスミノウ(二度切) 50a カスミノウ(促成) 100a	<主要な資本装備> 連棟・単棟ハウス 動力噴霧器 灌水装置 電照施設一式	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	<経営面積> 270a <労働時間> 7, 880時間 <主たる従事者人数> 2人	暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 隔離ベッド <経営の特徴> ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販 ・購入苗利用 ・畝波板利用の簡易隔離ベッドの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得	実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
酪農	<飼育頭数> 経産牛 50頭 育成牛 20頭 飼料作物 600a <労働時間> 4, 600時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 牛舎 堆肥舎 バーククリーナー 飼料生産機械一式 作業用機械一式 <経営の特徴> ・牛群検定による個体管理ET(受精卵移植)による牛群改良 ・環境保全対策の強化ならびに、土地及び家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底 ・家畜排せつ物の適正処理の徹底及び堆肥センターの活用 ・分娩間隔13. 5か月 ・畜産ヘルパー利用 ・耕畜連携 ・経産牛一頭あたり産乳量9, 900kg	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
肉用牛(肥育)	<飼育頭数> 肉用牛(黒毛和種) 200頭 飼料作物 1, 400a <労働時間> 4, 000時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 牛舎 堆肥舎 飼料生産機械一式 作業用機械一式 <経営の特徴> ・環境保全対策の強化ならびに、土地及び家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底 ・家畜排せつ物の適正処理の徹底 ・肥育期間18か月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留 66%)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
		・耕畜連携		・農繁期の雇用の確保
肉用牛(繁殖)	<飼育頭数> 肉用牛 80頭 <労働時間> 5, 600時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 牛舎 堆肥舎 ほ乳ロボット 分別・発情監視装置(1セット) 作業用機械一式 <経営の特徴> ・環境保全対策の強化ならびに、土地及び家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底 ・家畜排せつ物の適正処理の徹底及び堆肥センターの活用 ・牛房群飼 ・分娩間隔12. 5か月 ・供用産次7産 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
養鶏	<飼育頭数> 採卵鶏 50, 000羽 <労働時間> 11, 700時間 <主たる従事者人数> 2人	<主要な資本装備> 鶏舎 堆肥舎 自動給餌機 動力噴霧器 集卵機 作業用機械一式 <経営の特徴> ・衛生管理の向上等による製品のブランド化 ・環境保全対策の強化ならびに、土地及び家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
養豚一貫	<飼育頭数> 母豚 220頭 <労働時間> 6, 600時間 <主たる従事者人数> 3人	<主要な資本装備> 繁殖豚舎 肥育豚舎 その他管理舎 堆肥化施設・機械 作業用機械一式 <経営の特徴> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭あたり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年 雌3年(7産)雄2年 ・雇用労働力の利用(常時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

イ 法人経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻(主食用米 + 飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受託)	<作付面積> 水稻 2,000a 麦 2,500a 大豆 1,200a <経営面積> 3,200a <労働時間> 6,700時間 <主たる従事者人数> 3人	<主要な資本装備> 田植機 汎用コンバイン 施肥・播種機 糶摺り・乾燥機 乗用管理ビークル 動力噴霧器 トラクター トラック 堆肥散布機 農舎・機械倉庫 作業用機械一式 <経営の特徴> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・圃場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入	・経営の自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善整備 ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・雇用労働力の導入
酪農	<飼育頭数> 経産牛 200頭 <労働時間> 9,600時間 <主たる従事者人数> 3人	<主要な資本装備> 牛舎 堆肥舎 その他管理舎 分娩・発情監視装置一式 飼料生産機械一式 作業用機械一式 <経営の特徴> ・フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化 ・分娩間隔13.5か月 ・耕畜連携 ・経産牛1頭あたり産乳量10,400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用)	・経営の自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善整備 ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・雇用労働力の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現在本市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について次のとおり示す。

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻 + 麦 +	<作付面積> 水稻 400a 麦 600a 大豆 200a	<資本装備> 田植機 コンバイン 播種機	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のた

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
大豆	<p><経営面積> 600a</p>	<p>動力噴霧器 トラクター トラック 堆肥散布機</p> <p><その他> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・圃場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・農作業の受託</p>	<p>の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<p>めの農作業環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>水稲 + 冬キャベツ</p>	<p><作付面積> 水稲 280a 冬キャベツ 180a</p> <p><経営面積> 460a</p>	<p><資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 育苗ハウス 動力噴霧器 トラクター トラック セル苗移植機 管理機 畝立機 運搬機</p> <p><その他> ・キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・自家労働力中心で収穫時に臨時雇用の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>水稲 + 冬春キュウリ + 夏秋キュウリ</p>	<p><作付面積> 水稲 100a 冬春キュウリ 10a 夏秋キュウリ 10a</p> <p><経営面積> 110a</p>	<p><資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 連棟ハウス 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 トラクター トラック 管理機 畝立機</p> <p><その他> ・収穫調整に雇用労働力の活用 ・購入苗の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻 + 秋冬メロン + 春夏メロン	<作付面積> 水稻 50a 秋冬メロン 40a 春夏メロン 40a <経営面積> 90a	<資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 連棟・単棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 <その他> ・作期(秋冬)の分散 ・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春なす	<作付面積> 冬春なす 14a <経営面積> 14a	<資本装備> 連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 <その他> ・共同選果施設の利用	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春トマト	<作付面積> 冬春トマト 17a <経営面積> 17a	<資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 <その他> ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春ミニトマト	<作付面積> 冬春ミニトマト 13a <経営面積>	<資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のた

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	13a	灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 <その他> ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底	の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	めの農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
イチゴ	<作付面積> イチゴ 15a <経営面積> 15a	<資本装備> 連棟ハウス 育苗施設 ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 予冷库 <その他> ・ベンチ育苗 ・パック詰め作業での臨時雇用活用	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏すいか + 夏秋キュウリ	<作付面積> 春夏すいか 20a 夏秋キュウリ 20a <経営面積> 20a	<資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 運搬車 管理機 畝立機 <その他> ・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・春夏すいかと夏秋キュウリ輪作体系	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州みかん	<作付面積> 温州みかん極早生 50a 早生 70a 普通 50a	<資本装備> スピードスプレイヤー 動力噴霧器 灌水装置・貯水槽 トラック	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
	宿根カスミソウ(促成) 40a 〈経営面積〉 60a	灌水装置 電照施設一式 暖房機 ハウス循環扇 トラクター トラック 管理機 畝立機 冷蔵庫 隔離ベッド 〈その他〉 ・育苗作業の外部化(購入苗利用) ・高温伸長性品種の導入による作型拡大 ・電照と蒸しこみ技術による開花調節技術の導入 ・出荷調整作業等の外部化 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛(肥育)	〈飼育頭数〉 肥育牛(黒毛和種) 30頭	〈資本装備〉 牛舎 堆肥舎 作業用機械・装置一式 〈その他〉 ・肥育期間18か月 ・枝肉重量480kg(枝肉歩留63%) ・耕畜連携	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛(繁殖)	〈飼育頭数〉 繁殖牛 28頭	〈資本装備〉 群飼連動スタンション 牛舎 堆肥舎 作業用機械・装置一式 〈その他〉 ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5か月 ・供用産次7産 ・耕畜連携	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
アスパラガス	〈作付面積〉 アスパラガス 20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 単棟ハウス 動力噴霧器 灌水装置 トラック 管理機 畝立機 〈その他〉	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・フルオープンハウス(高温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 	<ul style="list-style-type: none"> の自己資本の充実 	
トルコギキョウ	<作付面積> トルコギキョウ 22a <経営面積> 22a	<資本装備> 連棟ハウス 育苗ハウス 暖房機 動力噴霧器 灌水装置 電照施設一式 ハウス循環扇 トラクター 管理機 畝立機 冷蔵庫 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販 ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稲 + ニガウリ	<作付面積> 水稲 50a 春夏ニガウリ 30a 秋冬ニガウリ 30a <経営面積> 80a	<資本装備> 田植機 コンバイン 播種機 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 トラクター トラック 管理機 畝立機 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・作型の適正化 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏すいか + 夏秋なす	<作付面積> 春夏すいか 20a 夏秋なす 20a <経営面積> 20a	<主要な資本装備> 連棟ハウス ハウス自動開閉装置 動力噴霧器 灌水装置 暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
		トラック トラクター 管理機 畝立機 〈その他〉 ・すいかとなすの輪作体系 ・栽培管理の徹底による品質向上 ・施肥調整(カリウム減肥)	実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・農繁期の臨時雇用の確保

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に必要な高い技術を有した人材の確保・育成を図る。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、以下の第3項に示す関係機関と連携して情報提供や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、県農業普及・振興課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、日本政策金融公庫等で構成するサポート体制にて就農・営農相談会(以下「相談会」という。)を実施する。第3項に定める役割分担の下、地域の総力をあげて中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2 熊本市が主体的に行う取組

農業の担い手を確保するため、就農希望者への情報提供やサポートを一元的に行えるように、就農・営農相談員を配置する。就農・営農相談員はサポート体制と連携して毎月相談会を実施する。新規就農者が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し国・県・市の制度や青年等就農資金等を活用しながら、確実に定着、経営発展ができるよう必要となるフォローを行うとともに、将来的には認定農業者へと誘導していく。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、サポート体制と連携し相談会を実施する。相談会では就農希望者及び新規就農者への情報提供や相談対応、農用地のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業普及・振興課

技術・経営指導に関する情報提供や相談対応、現地指導を行う。

(2) 農業委員会・農地中間管理機構

農地に関する情報提供や相談対応、農地の紹介・あっせん、確保に向けた手続きを行う。

(3) 農業協同組合

技術・経営指導や資金、資材、販路に関する情報提供や相談対応を行う。

(4) 日本政策金融公庫

資金に関する情報提供や相談対応を行う。

(5) 熊本市

サポート体制の事務局として包括的に支援を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、サポート体制や熊本県農業経営・就農支援センター、担い手協議会等と連携して、経営移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、関係機関と情報を共有し、円滑な継承に向けて情報の共有や必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者及び地域営農組織)に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

令和14年(2032年)における効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積シェア 80% (熊本市全域) なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況

本市では認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいる地域もあるが、担い手ごとの経営農地は分散傾向にあり、さらなる規模拡大が停滞している。また、農業従事者の高齢化と後継者不足等が進んだことにより、スムーズに担い手に利用集積されない遊休農地が増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後策定された地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸としながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手への農用地の連担化や団地面積の増加を図る。そのためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さら

なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、既に担い手不足が表面化している地域では、このまま推移すれば農地の荒廃が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いなどにより、地域ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用のビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

本市の農地利用のビジョン実現を図るため、地域計画を推進するとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び担い手協議会等による連携体制を整備する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進に関する考え方

県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

2 農業経営基盤強化促進事業の推進に関する取組

(1) 農業者等による協議の場の設置について

ア 協議の場を設ける時期については、幅広い農業者の参画を図るため、地域の実情に応じて柔軟に設定することとし、開催にあたっては、ホームページや各種会議等、農業関係者が集まる機会を積極的に活用し周知を図る。

イ 参加者については、広く関係者から意見を聴くため農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他当該区域の関係者など、地域の実情に応じて参集する。

ウ 協議する事項については、地域計画の区域、当該区域における農業の将来の在り方、在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、農業者や区域の関係者が目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置などとする。

(2) 地域計画の区域の基準について

地域計画の区域は、自然的・経済的・社会的諸条件等を考慮し、一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域において、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するものとする。

(3) 地域計画の推進について

ア 地域計画の進捗管理

本市は(1)のイで示す関係機関と連携し、策定された地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施し、地域での協議の結果を踏まえ、必要に応じて随時変更することとする。

イ 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」といいます。)に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に推進する。

ウ 農用地として維持することが困難な農用地について

様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥施設、旧町村単位で行われている場合は当該単位)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。)参考様式第6-1号の認定申請書を熊本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ 特定農業法人が、②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)を定めた場合、その特定農業法人は、認定農業者とみなす。また、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等、又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

ア 本市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

イ 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本市は、地域農業の活性化を図り、健全な農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、高収益作物の導入

や転作作物の付加価値向上等により望ましい経営体の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、県農業普及・振興課や、農業委員会事務局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を把握する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月 7日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和4年3月9日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和8年3月25日から施行する。

変更前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和3年3月9日公告第235号)における利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日(その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日)までの間は、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。